



外國掛

傳信機之部

十月十八日  
武冊之内

640



414  
A. 3037



壹

英人 ギルベルト 傳信器之械雇入約定書

大正十一年四月  
大隈侯爵郵務贈

貳

傳信器買入代金拂方付グラントン  
伊後俊助へ未納

三

傳信器一マイル諸入費積

四

民部省

橫濱東京運上所迄傳信音線延分  
年官東京并尔川神索川西線達書

五

傳信音線延分并尔川神索川西線達書

六

傳信機延分規則

七

傳信機延分規則

八

東京運上所内延分傳信機役所受延分書

九

傳信機延分成延分并延分語延分用延分筋延分神延分索延分川

縣延分中延分上延分

十

傳信機延分略延分字延分法延分

十一

ブラントンを為し出傳信機規則

十二

傳信機棒抗製造約定

十三

傳信機役所普請約定書

「エチンボルグ」近旁「ホルミストン」在住「ジョーダ」

「ワンナシープ」日本政府に應じ「ブラントン」身

元引清世活人として「スコットランド」内「レイス」

住傳信者之若械方「ジョーダ」マイルス「ギルベルト」

少之約定也 但「ブラントン」に在政府よりは約定し  
免許を交する人

「ジョーダ」マイルス「ギルベルト」日本政府より傳信者之

壹

永年日本橋濱へ府も子もいづるを決す  
其約言たて通す

第一者ヨヨイデマイルスギルベルト此約定日本  
三年の留日本政府小仕へ其留の勤に取  
又ヨヨイデマイルスギルベルト掛りし燈の差に仕るも其力  
オニ者小記をヨヨイデマイルスギルベルトに身元引文人

ヨヨイデマイルスギルベルトに仕る者  
少して四十九ポンドステリング兼リクルブルより横濱迄  
しオニ等し船賃並汽車賃其外者人々  
兼船賃並船費も拂ひ出さへ  
第三ヨヨイデマイルスギルベルトに身元引文人ヨヨイデマイルスギルベルト  
此約定年限の留に月百五十ポンドの給料として  
ヨヨイデマイルスギルベルトに掛りし燈の差に仕るも其力  
燈の差掛りし燈の差に仕るも其力

マイルスギルベルト」勤中旅行をへる時を雑用  
并臨時の用を同人に拂ふ。又同人小サも  
の費を掛せざる様ニタ留る付るある家  
をも候る。

第四回三年の時限終り、後再び約定を  
付するへる所、双方より六月の間に限る  
為知し、書付を出し、合意し、右に「ジョーグマイ  
ルス・ワンキョー」其書付を出し、交を結ひ、日本小

止の多きを言ひ、張る時を「ブランド」が元引交し  
「ジョーグワンキョー」より「ジョーグマイルスギルベルト」横濱へ  
ゆき、一時之如く廿地より「リブルプール」迄、途中  
金庫をまき、右に「近」に、並流車、後限も拂ひ  
出さるるを約せし。又右人三年、終るを、其に  
由る時を、道中、金庫を出さへる所  
亦本此約定より八百二十九年、亦二月、始むる  
中

千八百六十九年十一月一日

我明治元年十一月廿九日

物室人

ジョーゲ・ワン・チヨープ

同

ジョーゲ・マイルス・ギルベルト

證人

クリメント

同

ライド

書面プリントン小件及後照ル書翰按判之修及出書  
寫ル之上原書其兵庫表ハ差出マ積リ

長十二月十日差出立

貳

以手紙及上付其物及兵庫并大坂之間リ  
傳信者及建、付英國へ船文及兵の振は秋  
有之者舟寺島様ハもは文通也、ハ同今  
仰ルハ有之者概在目し内リスウイットル  
系指返更之、ハ由此傳信者、ハ政府

神奈川民部省

子て以て西海文にお成る事暫く先の日調出  
お成る由を兼小此傳信番去る序大坂に不浪  
横濱に産る留り用いれども又其外好まざる  
用いれども更長き序長るる私共へは頼有る  
務付最子海文をせし中代金も早くお送り  
不中にお成る何卒子速吉島松  
方なり私共へは廻りて交を頼る金言る  
三子種一を積り並に均等に余金を出して明細

書付を添へる返上り上類右類近如切は序以上

子八百六十九年

日本政府

西暦二四年

善機方所  
アールヘンリーブランド

兵庫  
西蔵判所

伊藤俊助様



参

傳信機石立諸八用積ブラントニカヤ  
伝

小変共一里我十四町十同余三当由付平易之陸地ハ浮カ別紙  
ノ

通合ニ悉ク其分位もお掛りハ青ク赤ク赤  
赤

難之坊不ハ陸ハ坊ノ角もお掛りハ股ヤ立ル  
層

ハ融ク入ホヤル

己八月

傳信機一ツイル二分入用積

棒

二丁本 本 本

運送代共四拾錢

横棒

二丁本 本 本

代五錢

棒笠

二丁 本 本

代拾錢

塗俵

二丁 本 本

出張大蔵省

代四十簿

土方債

十二ヤルト立簿一冊  
キムニホ

二千一簿

電信元防仕附代

老人

二簿

仕上臨時手冊

二十七簿

ノ百四十五簿

千八百九十九年第九月二十日

ヘンリーグラントン

神奈川県 民部省

今度横濱裁判所へ東京陸地海運上  
 布とて急用を通ふとの傳信機と名を所へ  
 並其を渡す線路東海道筋宿村<sup>九段</sup>  
 所<sup>延</sup>京面<sup>二</sup>通<sup>一</sup>権<sup>九</sup>杭<sup>九</sup>東<sup>九</sup>延<sup>九</sup>北<sup>九</sup>条<sup>九</sup>主<sup>九</sup>筋<sup>九</sup>東<sup>九</sup>  
 下<sup>九</sup>お<sup>九</sup>心<sup>九</sup>得<sup>九</sup>小<sup>九</sup>且<sup>九</sup>の<sup>九</sup>建<sup>九</sup>方<sup>九</sup>を<sup>九</sup>神<sup>九</sup>宗<sup>九</sup>川<sup>九</sup> 孫<sup>九</sup>と<sup>九</sup>の<sup>九</sup>板<sup>九</sup>の<sup>九</sup>寫<sup>九</sup>  
 諸<sup>九</sup>事<sup>九</sup>を<sup>九</sup>合<sup>九</sup>考<sup>九</sup>と<sup>九</sup>通<sup>九</sup>に<sup>九</sup> 依<sup>九</sup>出<sup>九</sup>の<sup>九</sup>方<sup>九</sup>は<sup>九</sup>方<sup>九</sup>を<sup>九</sup>海<sup>九</sup>下<sup>九</sup>  
 事

九月十九日

筋友

本所より

平河

神奈川

九月十九日

長崎より一冊送る

觸書

神奈川裁判所 本所より運上可近  
 傳作機と運上可近線掛渡之概本  
 永遠の旨宿おあり厚心付概本  
 遠慮儀出来之節其不限り本宿  
 此以神奈川裁判所急送之旨  
 之儀右為永遠出張之旨  
 此

有と報小の未とと不深松了未弱の也

神奈川県

裁判所

己卯月

横濱小川海商所

傳信機取扱規則

カ一

平日傳信機を用ざる時必ず送信器の真  
鍮盤の上の取子或頂れ中と標一なる小安置  
一をい鍮盤下の取子をBと標一なるをい鍮  
點の上ニ置べし

カ二

傳信機を以て音信を通ずる令図にて被方

神奈川県 民部省

ふある鐘切りす為ふ先最初に下の糸を  
各標の先揃點に移し其後の糸を右廻り  
に頂の十の所迄廻すべし

才三

右合圓を兼知せし標として下の糸を無標  
の揃點に移し上の糸を一廻し頂の十  
の所に置くべし

才四

英語を用ふる時其標として上の糸を一廻し  
廻し頂の十の所に置くべし

才五

日本語を用ふる時上の取手は右側の字の糸  
所へ入り暫くして上の十に返して後音信を  
書始むべし

才六

日本語を用ふる時右内圓の仮名を用交時を

上り取手を下し下りきり其後内圈を引べし  
又再び外圈を出度内復下の下り取手を引  
其後外圈を行くべし一語を綴り終るあ  
取手を頂の下り返すべし

才七

一語終るふたに音信を受受る者上の取手を真  
輪盤の上を一廻一廻すべし併し送る未  
語にかり益事ありば再び書直せしむる

もて上り取手を二廻り廻すべし

才八

数字を用ふ所を上り取手を右側の字の  
取手所へ二度きり其後数字の圈を引しこ  
終る復取手を字の取手所へ二度きり

才九

才一と心得用ふべきこととす上り取手を向  
かき取手に廻しとすこた受信着の標針錯



置一語も通せざる能はず故に右取手は太陽の廻る如く必<sup>す</sup>廻るに廻すべし

才十

已<sup>て</sup>了の音信を終る時又ニールストップ一段の所を上の取手を二回廻すべし

才十一

多標針するい音信不通の時之針直す為送信器の頂の十字の所取手を置き受信器の

上部に在る象牙點を推下せば正小機を以

才十二

平日汽機付銅線螺螄を外一切の蓋械も解るべし又又不意小蓋械を解る等あるを子述并天役所傳信機方ギルベルトに届く

べし

才十三

毎朝受信器并鐘器の弾金を巻き又巻く

世守無く移丁寧に此傳をへ

傳信機方

千八百五十九年十月

ギルベルト

仮拵

局務に預之際常々盤面に向ひ事業業  
 之扱申ふる精密に附食事少敷い由便未  
 之増授暫時拵拵を明ケル節去代り合盤  
 面に付法少しも懈怠有へりし事有  
 所用向機密に依り向端私用し往者も  
 一向きりて通商語を以てお漏案一他言  
 致す所あるに應じ不嚴罰すに依り事

交代之節若械引強々擲重に扱ふ事  
右西沙法之類此及てお守りの也

傳信機懸り

役所

己九月

追加

一 其業小預とまるその決る若械を露昇  
為へるべし

一 局中一殺靜謐に沉着し難皆出入為  
へるべし

Blank lined area for text on the right page.

東京運上受取内傳信機役示正五補  
理之末成逢家立棟東京府引渡る支  
無一限在流おぬ指々有目示浩權少属  
木寺善右郎中のり付当十六日早江在郎  
出示之初右指示并護とも同のり片

己十月

燃之屋掛

神奈川氏部首

今般東京運上并、神奈川縣裁判所迄  
 傳信機掛渡方落、成身本、日廿五、ノ、定切  
 市氏願出、由、ノ、ハ、傳信、一、並、ノ、積、立、産、積  
 尤、貴、オ、ホ、ル、モ、短、切、妥、便、ノ、由、用、以、前、可、也  
 相通、不、可、毎、日、給、才、以、字、ハ、夕、才、七、字、以、迄、実、持  
 内、ハ、依、靴、以、多、分、定、支、之、所、無、ノ、旨、存、官  
 右、為、之、得、到、神、市、氏、ハ、一、告、告、云、掛、物、積、板

お流此腹中言正也

己十二月

神奈川府権部事

辯官

西中

傳信機畧字法

此小載せ為畧字を音信を通正為書面也  
又言と共小お達正は畧字符形

此略字外申ち書面の又言を通正為前小達  
其通字の有り是を前符と名又右  
又言を通一物り多る後ち達正は  
是を後符と名けり

○前符

出張大藏

御用向

御用向  
御信掛

賃銀拂満

至要之事件

〇 後符

返書、賃銀拂満

返書、賃銀拂満

糸馬飛御

H P AP IU OPTSGM

徒歩飛御

飛御賃拂満

飛御賃拂満

名当先当人留書  
傳信向、飛御を侍

〇 七三二を奉

他の傳信向へその方の  
音信を暫く待てと云ふ  
合圖

他の傳信向へその方の  
音信を送りて返書者

神奈川 氏 部 首

LC PUC PFD

MQ

W

出張大藏  
を達する合同

双方之不同年名表を  
用 終るゝる事

音位を通 終るゝる事

PQ DQ

己午二月廿五日 調議所 事務所 成

電信機之建設 付之夫 英國電信局之扱以  
諸振合夫之規則も兼知し 之を以て之を  
御年及友者を以て 電海グラントニ 此中 該並に 又  
別紙之通 当方之扱方之 引直 小書類即  
今之出之 得る 評論をも 加ふ 亦何之 外 時日も  
移し 且 最子 当方 於る も 西布 告 函 止 評議 も  
粗 亦 漏れ 候 身 一 下 先 亦 多 敷 八 止 終る 事 也



己十月


傳信機規則

傳信方之事

一  
 本役所共毎日電信機方為人託指其人  
 傳信機便之事有り之事一子懸り其人  
 亦子懸り中米る便を公爲又預狀請事并  
 勘定ホ之事以引交べ一但傳信機方當番  
 之者ニ交代ニ致し其者其人担当ノ令長交  
 不快ホ一節之当番者ニ交代及本第一節

傳信機方お初者夫英和南極とも文字  
傳信を心算する事ある事ある事ある事  
且何復しん古中用向の付決して他言  
以の条一他言致る者ある事ある事其  
此方嚴罰不付事

使之事

書状お届けし使へ者所名考を能年以  
比下使先自留る事不束儀等不可致

但右使へ者の人數を右役所とも  
文を心算する事

債沙事

住所名考の酒代を引く事余を二十酒  
定の此上十酒益ある事一分のお益  
先役所より一マイル之所ある事  
お届け一マイル以上二マイル迄は  
二マイルより三マイル迄を考ふ事  
定め其の上を此割合

より届候お益事

刻限之事

為申分を傳信機便お止の由圖小玉りあは  
し時より夜に付近開角なる事

諸名候り并お扱方之事

頼人系りいふ傳信機方先づ出仕錢を出し  
自左所所右所并番号を認め甘後右頼人  
之錢を渡し何所何某うの所何某と認む

殊末小右頼人へ名前申取て為度小甘後

傳信機方右申す之由敷御算用し

候御文より上規則通りの御状文を右人へ

傳信機便申す其用向兼臨時候御文を

届候候に認め相成る事尚小の事届先文を

添へ名当先へ届きべし且歳一候の者より

文を候し文を人へ印紙并刻限付為度へ

為し名当先申す右申取并刻限附候者

不所合小節、右書状を特御、右名當之者、報告  
書を、傳信機、及所、に有方、下系、出状、系、指  
此、所、出、交、系、下、首、字、キ、外、決、一、ア、交、系、人、官、取  
兼、宛、限、附、冊、一、に、等、閑、之、控、意、以、取、不、お、取、交  
出、状、宛、系、兼、状、宛、准、お、使、付、小、魂、之、奉、一、を  
一、纏、お、取、之、奉、一、之、諸、之、宛、状、之、奉、一、を

ヘンリーグラントン

右書はグラントン方より

約定

東京横浜港之間の掛渡せる傳信機控杭  
四百枚式半、塗上之約定たる通

右控杭を、上中一フット下より塗り始、の三フット  
の間、瀝青<sup>ナヤシ</sup>を、て、塗片塗り、ま、う、上、を、三片塗り、し  
き、本、塗上、を、四十五セント、に、四百枚式半、に、價、貳百  
拾、六、弗、九、十、セ、ン、ト、シ

神奈川民部省

右に不肖の輩の如く日教二十日の留小信に下り  
る右日教を其後其の如く百身其布の四封を  
する出の形

子首二字九年九月十日

亞輝

フランドンを以て横文

傳信機役所普請身約定書

傳信機役所普請の事一、付て所給る普請方の  
圖面の通り、此等身を修むる事

壁の瓦地用い付を石灰を塗り石を積む  
積む事

家内、床、天上、始精、收録、一、位上の所、毎天

苦棟方之任所に通了了取事

裁判所之石塀を崩し圓面に通す開台へ際

石塀之積一杯の門を建てる事

内壁の落板より下地を敷き其上を石灰を

ぬり蛇腹をよぐり天土を石灰より塗るべし

女子の木の筋も用ふべし床地よりせしむるべし

活産の圓面に通し引出を附外に概し取内は概し

取らるべし

右の来し日限は一月と定めぬ引取り日限  
相欠り給はる料は一日五分を充てる事

予の首の取九年一月九月廿七

ヘンリーブラントン

出  
張  
大  
藏